

## 鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内でフェアトレードの推進を目的とする取組を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市民団体(市外の団体を含む)
- (2) 事業を営んでいる法人又は個人

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、フェアトレードの推進を主たる目的とするイベント事業及び情報発信事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、同年度内に当該事業について、市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は補助対象事業としない。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費から他の法令等に基づく補助金等(法人が交付するこれに相当するものを含む。)の額を控除した額に1/3を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、20万円を上限とする。

2 前項で算出した補助金の額と、全体の事業費から収入を差し引いた額(以下「補助対象者負担額」という。)を比較して、補助対象者負担額が前項で算出した補助金の額を下回る場合は、補助対象者負担額を補助金の額とする。

3 第1項の補助対象事業に要する経費とは、当該事業を実施するために要した経費(全体の事業費から販売を目的とした商品の購入費及び原材料費、人件費、飲食、娯楽、接待、資産形成につながるもの、消費税及び地方消費税、公的資金の用途として社会通念上不適切と判断される経費を除いたもの。)で、当該事業にのみ使用されるものを対象とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 費用の内訳の分かる書類(見積書の写し等)
- (4) 定款又は規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請を行うことができる者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 許可又は認可を必要とする事業については、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること。
- (3) 申請者が市民団体であった場合は、団体に属する者が鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。申請者が法人であった場合は、法人が同条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (4) 前各号の他、法令を遵守していること。

3 第1項に掲げる申請は、事業に着手する前にしなければならない。

4 複数の補助対象者が共同で事業を実施する場合は、連名による申請とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付について適否を決定して、鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定変更通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金変更等承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該申請に係る事業が完了したときは、鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 支払いを証する書類
- (3) 事業実施状況等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付額確定通知書

(第6号様式)により通知するとともに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の状況について、報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(準用)

第13条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

## 鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付申請書

<p>(宛先) 鎌倉市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">法人又は団体名.....</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">所在地 (個人の場合は住所) .....</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">代表者職氏名.....</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">事業責任者氏名.....</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">事業責任者電話..... (.....)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">業種 (事業を営む法人又は個人の場合) .....</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり申請します。</p>						
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 80%; padding-right: 10px;">補助対象事業名</div> <div style="width: 20%; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> イベント事業  <input type="checkbox"/> 情報発信事業                 </div> </div>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">総事業費</td> <td style="width: 20%; padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">補助対象経費</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">交付申請額</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">円</td> </tr> </table>	総事業費	円	補助対象経費	円	交付申請額	円
総事業費	円					
補助対象経費	円					
交付申請額	円					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">第 5 条第 2 項各号に関する確認</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 満たしています      <input type="checkbox"/> 満たしていません                 </td> </tr> </table>	第 5 条第 2 項各号に関する確認	<input type="checkbox"/> 満たしています <input type="checkbox"/> 満たしていません				
第 5 条第 2 項各号に関する確認	<input type="checkbox"/> 満たしています <input type="checkbox"/> 満たしていません					

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 費用の内訳の分かる書類 (見積書の写し等)
- (4) 定款又は規約
- (5) その他 ( )

### 鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付(不交付)決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様  鎌倉市長	
年 月 日に申請がありました鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません (理由 )
補助対象事業名	<input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> 情報発信事業
交 付 予 定 額	円
交 付 条 件	

(注1) 事業完了後、実績報告書を提出してください。本補助金は、実績報告書が提出された後、補助金額を確定し交付します。

(注2) 補助事業者等は、補助事業等を実施することの社会的な責任を自覚し、当該補助事業等の実施に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守してください。

なお、補助事業等の実施に係る補助事業者等の法令等の遵守状況について確認するため、必要な報告を求めることがあります。また、求められたときは、報告を行わなくてはなりません。

鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金変更・中止申請書

年 月 日			
(宛先) 鎌倉市長  法人又は団体名..... 所在地（個人の場合は住所） ..... 代表者職氏名..... 事業責任者氏名..... 事業責任者電話.....（.....）			
年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業を次のとおり変更・中止したいので、関係書類を添えて申請します。			
補助対象事業名	<input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> 情報発信事業		
申請区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止		
理 由			
変更 の 場 合		変 更 前	変 更 後
	内 容		
	総 事 業 費	円	円
	補 助 対 象 経 費	円	円
	交 付 申 請 額	円	円

添付書類

- (1) 事業計画書(変更の場合)
- (2) 収支予算書(変更の場合)
- (3) 費用の内訳の分かる書類(変更の場合)
- (4) その他 ( )

鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金変更等承認（不承認）決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様  鎌倉市長	
年 月 日に変更等の申請がありました鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません (理由 )
補 助 対 象 事 業 名	<input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> 情報発信事業
交 付 予 定 額	円
変 更 内 容	

## 鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金実績報告書

(宛先) 鎌倉市長  法人又は団体名..... 所在地（個人の場合は住所） ..... 代表者職氏名..... 事業責任者氏名..... 事業責任者電話.....（.....）.....	年 月 日
年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業の実績を、次のとおり報告します。	
補助対象事業名	<input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> 情報発信事業
総事業費	円
補助対象経費	円

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 支払いを証する書類
- (3) 事業実施状況等の写真
- (4) その他 ( )



### 鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金交付額確定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様  鎌倉市長	
年 月 日付け鎌 第 号で交付決定した鎌倉市フェアトレード推進事業費補助金について、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。	
補助対象事業名	<input type="checkbox"/> イベント事業 <input type="checkbox"/> 情報発信事業
交 付 額	円